



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月25日金曜日 第1984号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....	811
中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則.....	813

告 示

福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定.....	813
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	814
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	815
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	816
漁業免許の内容等の公示.....	816
建設業者の許可の取消し.....	817
道路の供用開始（一般国道440号）.....	817
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	817

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	817
広域災害・救急等医療情報システムの借入れ.....	818

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	818
南宇和病院、今治病院、今治地区工業用水道管理事務所、銅山川発電所、三島病院、新居浜病院、松山発電工水管理事務所、西条地区工業用水道管理事務所、中央病院、公営企業管理局総務課、発電工水課、県立病院課.....	820

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第48号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（通知）</p> <p>第4条 地方局長は、法第19条第2項の規定により保護を行つたときは、速やかに前条第1項各号及び第6条に規定する書類の写しを添付して、その旨を被保護者の居住地を所管する保護の実施機関 _____ に通知しなければならない。</p> <p>2 地方局長は、被保護者がその管轄外に居住地を変更し、法第61条の規定による届出をしたときは、速やかに必要な決定を行い、要保護者転出通知書（様式第13号）により当該保護の実施機関に通知しなければならない。</p> <p>（診察料等の請求手続）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者 _____ が同項に指定する訪問看護若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護を行つた場合において、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第1項に規定する基本利用料以外の利用料に相当する費用を必要としたとき、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事</p>	<p>（通知）</p> <p>第4条 地方局長は、法第19条第2項の規定により保護を行つたときは、速やかに前条第1項各号及び第6条に規定する書類の写しを添付して、その旨を被保護者の居住地を管轄する地方局長（市にあつては、市福祉事務所长。以下「地方局長等」という。）に通知しなければならない。</p> <p>2 地方局長は、被保護者がその管轄外に居住地を変更し、法第61条の規定による届出をしたときは、速やかに必要な決定を行い、要保護者転出通知書（様式第13号）により関係地方局長等に通知しなければならない。</p> <p>（診察料等の請求手続）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が同項に指定する訪問看護若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護を行つた場合において、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第1項に規定する基本利用料以外の利用料に相当する費用を必要としたとき、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事</p>

業者が同法第8条第4項に規定する訪問看護を行つた場合において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第66条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたとき、又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行つた場合において、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第69条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたときは、これらの費用を訪問看護に係る利用料請求書（様式第44号の2）により地方局長に請求するものとする。

（町長の協力事務）

第16条 省略

2～4 省略

5 町長が法第19条第7項第3号の規定により被保護者等に保護金品の交付を行う場合は、当該町の会計管理者は、指定された交付日に当該被保護者等から保護決定通知書又はこれに類するものの提示を求め、これと生活保護費支給明細書を照合の上、同明細書に従つて保護金品を交付し、速やかに当該被保護者等の受領印のある同明細書を添えて生活保護費交付金精算書（様式第53号）を地方局長に提出しなければならない。

（繰替支弁）

第26条 省略

2 市町又は地方局は、法第72条の規定による繰替支弁をしたときは、支出した月の翌月末までに生活保護費繰替支弁金計算書（様式第69号）に支出に関する証拠書類の写しを添付して、当該費用を支弁すべき市町又は地方局に、その費用の弁償を請求しなければならない。

3 市町又は地方局は、前項の請求を受けたときは、その請求を受けた日から30日以内にこれを弁償しなければならない。

（異なる様式の承認）

第32条 地方局長又は市町長は、必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けてこの規則に定める様式と異なるものを用いることができる。

様式第40号（第12条関係） 施術券・施術報酬請求明細書

様式第40号（その1） 省略

様式第40号（その2） 柔道整復

（表）

省略

省略										
施術 報酬 請求 明細 書	省略									
	初検料 円	初検時相談支援料 円	再検料 円	往療料	回	円	省略			
	加算（休日・深夜・時間外） 円			加算（夜間・難路・暴風雨雪） 円						
省略										

（裏）

省略

業者が同法第8条第4項に規定する訪問看護を行つた場合において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第66条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたとき、又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行つた場合において、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第69条第3項に規定する交通費に相当する費用を必要としたときは、これらの費用を訪問看護に係る利用料請求書（様式第44号の2）により地方局長に請求するものとする。

（町長の協力事務）

第16条 省略

2～4 省略

5 町長が法第19条第7項第3号の規定により被保護者等に保護金品の交付を行う場合は、当該町の収入役は、指定された交付日に当該保護者等から保護決定通知書又はこれに類するものの提示を求め、これと生活保護費支給明細書を照合の上、同明細書に従つて保護金品を交付し、速やかに当該被保護者等の受領印のある同明細書を添えて生活保護費交付金精算書（様式第53号）を地方局長に提出しなければならない。

（繰替支弁）

第26条 省略

2 市又は地方局は、法第72条の規定による繰替支弁をしたときは、支出した月の翌月末までに生活保護費繰替支弁金計算書（様式第69号）に支出に関する証拠書類の写しを添付して、当該費用を支弁すべき市又は地方局に、その費用の弁償を請求しなければならない。

3 市又は地方局は、前項の請求を受けたときは、その請求を受けた日から30日以内にこれを弁償しなければならない。

（認可）

第32条 地方局長又は市町長は、必要があるときは、あらかじめ知事の認可を受けてこの規則に定める様式と異なるものを用いることができる。

様式第40号（第12条関係） 施術券・施術報酬請求明細書

様式第40号（その1） 省略

様式第40号（その2） 柔道整復

（表）

省略

省略										
施術 報酬 請求 明細 書	省略									
	初検料 円		再検料 円	往療料	回	円	省略			
	加算（休日・深夜・時間外） 円			加算（夜間・難路・暴風雨雪） 円						
省略										

（裏）

省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生活保護法施行細則(以下「新規則」という。)第16条第5項の規定の適用については、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者は、新規則第16条第5項に規定する会計管理者とみなす。
- 3 新規則様式第40号(その2)の規定は、平成20年6月1日以降の施術に係る請求分について適用し、同日前の施術に係る請求分については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則様式第40号(その2)の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第49号

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則(平成20年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>(通知)</p> <p>第4条 地方局長は、例による生活保護法第19条第2項の規定により要支援者(支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)の現在地において支援給付を行ったときは、速やかに、前条第1項各号及び第6条に規定する書類の写しを添付して、その旨を被支援者の居住地を所管する支援給付の実施機関(例による生活保護法第19条第1項から第3項までの規定により支援給付を行うべき者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。</p> <p>2 地方局長は、被支援者がその居住地を他の支援給付の実施機関の所管区域内に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、要支援者転出通知書(様式第1号)により当該支援給付の実施機関に通知しなければならない。</p> <p>様式第26号(第13条関係) 施術券・施術報酬請求明細書</p> <p>様式第26号(その1) 省略</p> <p>様式第26号(その2) 柔道整備</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施術報酬請求明細書</td> <td>初検料 円</td> <td>初検時相談支援料 円</td> <td>再検料 円</td> <td>往療料 km 回 円</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">加算(休日・深夜・時間外) 円</td> <td>加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>省略</p>	省略						施術報酬請求明細書	初検料 円	初検時相談支援料 円	再検料 円	往療料 km 回 円	省略	加算(休日・深夜・時間外) 円			加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円		省略						<p>(通知)</p> <p>第4条 地方局長は、例による生活保護法第19条第2項の規定により要支援者(支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)の現在地において支援給付を行ったときは、速やかに、前条第1項各号及び第6条に規定する書類の写しを添付して、その旨を被支援者の居住地を所管する支援給付の実施機関(例による生活保護法第19条第1項から第3項までの規定により支援給付を行うべき者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。</p> <p>2 地方局長は、被支援者がその居住地を他の支援給付の実施機関の所管区域内に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、要支援者転出通知書(様式第1号)により当該支援給付の実施機関の長に通知しなければならない。</p> <p>様式第26号(第13条関係) 施術券・施術報酬請求明細書</p> <p>様式第26号(その1) 省略</p> <p>様式第26号(その2) 柔道整備</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施術報酬請求明細書</td> <td>初検料 円</td> <td>再検料 円</td> <td>往療料 km 回 円</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">加算(休日・深夜・時間外) 円</td> <td>加算(夜間____・暴風雨雪) 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>省略</p>	省略						施術報酬請求明細書	初検料 円	再検料 円	往療料 km 回 円	省略		加算(休日・深夜・時間外) 円		加算(夜間____・暴風雨雪) 円			省略					
省略																																															
施術報酬請求明細書	初検料 円	初検時相談支援料 円	再検料 円	往療料 km 回 円	省略																																										
	加算(休日・深夜・時間外) 円			加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円																																											
省略																																															
省略																																															
施術報酬請求明細書	初検料 円	再検料 円	往療料 km 回 円	省略																																											
	加算(休日・深夜・時間外) 円		加算(夜間____・暴風雨雪) 円																																												
省略																																															

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第26号(その2)の規定は、平成20年6月1日以降の施術に係る請求分について適用し、同日前の施術に係る請求分については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1105号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条の2第1項第

10号の規定により、次のとおり福祉用具専門相談員指定講習事業者を指定した。

平成20年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

福祉用具専門相談員指定講習事業者の名称又は氏名	福祉用具専門相談員指定講習事業者の所在地又は住所	指定年月日
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	愛媛県松山市持田町三丁目8番15号	平成20年7月10日

○愛媛県告示第1106号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
今治サティ	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マイカル代表取締役川本 敏雄	株式会社マイカル代表取締役松井 博史	平成20年5月30日	平成20年7月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社マイカルほか8社	株式会社マイカルほか7社	平成20年3月21日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1107号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
今治サティ	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前8時	平成20年8月8日	平成20年7月11日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時30分まで	(北側駐車場)午前7時30分から午後10時まで (南側駐車場)午前7時30分から午後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支

局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1108号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 6月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>4 厘 5 毛</u>	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>5 厘</u>
2 ~ 5 省略				2 ~ 5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水		年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>4 厘 5 毛</u>	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水		年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>5 厘</u>

産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）			
7 省略			

産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）			
7 省略			

○愛媛県告示第1109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市小川及び磯河内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・粟井地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年 7月28日から 8月22日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市磯河内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農地保全事業・粟井地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年 7月28日から 8月22日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件
(1) ア 免許番号 定第1号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町二見地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町二見谷尻主石鼻岩

点 ア Aから 142度37分 150メートルの点

イ Aから 161度50分 900メートルの点

ウ Aから 150度50分 900メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町二見

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(2) ア 免許番号 定第2号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町白浜地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町白浜波止突端中央

B 南宇和郡愛南町白浜耳毛鼻岩

点 ア Aから 114度90メートルの点

イ Bから 94度 100メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町白浜

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成21年 1月 1日

3 申請期間

平成20年 7月25日から平成20年 9月30日まで

4 存続期間

平成21年 1月 1日から平成25年12月31日まで

○愛媛県告示第1112号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 16) 第 14356 号	平成 16 年 10 月 12 日	㈱オーエーシステムサー ビス	藤原 一志	今治市大西町新町甲945	平成 20 年 6 月 19 日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第 15830 号	平成 17 年 10 月 21 日	㈱ジーケーエス	井上 正廣	今治市蔵敷町 1 - 4 - 10	平成 20 年 6 月 26 日	土木工事業 とび・土木工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13348番 5 から 同字郷角13314番 3 まで	平成 20 年 7 月 25 日

○愛媛県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂丙91番 5	旧	メートル 4 4 ~ 24 5	キロメートル 0 285	
			新	4 4 ~ 69 8	0 328	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平成 20 年 7 月 11 日	特定非営利活動法人 グループホーム風花	森 一 哉	松山市来住町1057番地 1	この法人は、高齢者に対し、地域の皆様の活力・能力を生かした多様な支援活動を展開するとともに、少子高齢化・核家族化社会を背景とした老人の痴呆に関する様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うほか、保健・福祉・医療・社会教育・人権等様々な分野で活動している個人や団体とのネットワーク化を図ることにより、高齢者が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
広域災害・救急等医療情報システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
広域災害・救急等医療情報システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、設計、施工、保守等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成21年 3月 1日から平成27年 2月28日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20年度から平成22年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入物品と同等程度の情報システムの納入実績を有し、借入物品を借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課医療政策係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話（089）912 2449

- (2) 入札書の受領期限
平成20年 9月 4日（木）午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
（1）に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成20年 9月 4日（木）午前10時
愛媛県庁第二別館 3階保健福祉部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Information System for Disasters and Medical Emergencies , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . , 4 September 2008
- (3) For further information , please contact: Medical Service Measures Division , Administration Subdepartment , Health and Welfare Department , Ehime Prefectural Government 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2449

監 査 公 表

○公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 7月25日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 田 中 多 佳 子
同 明 比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 地 方 局 総 務 県 民 部	平成19年 7月31日
今 治 地 方 局 建 設 部	平成19年 8月 2日
八 幡 浜 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成19年 9月 4日
八 幡 浜 地 方 局 建 設 部	平成19年 9月 5日
八 幡 浜 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	平成19年 9月 4日

(監査の結果)

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	105,517,423	366,865,847	472,383,270	
17年度	97,297,755	379,641,605	476,939,360	
差引増減	8,219,668	12,775,758	4,556,090	

(今治地方局総務県民部)

2 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	2,350,200	1,292,900	3,643,100	
17年度	1,531,000	749,800	2,280,800	
差引増減	819,200	543,100	1,362,300	

(今治地方局建設部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	1,170,242	2,737,911	3,908,153	
17年度	1,204,436	2,614,641	3,819,077	
差引増減	34,194	123,270	89,076	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	0	1,600,446	1,600,446	
17年度	93,326	1,624,944	1,718,270	
差引増減	93,326	24,498	117,824	

(八幡浜地方局健康福祉環境部)

4 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
18年度	52,300	1,144,300	1,196,600	
17年度	268,300	1,332,733	1,601,033	
差引増減	216,000	188,433	404,433	

(八幡浜地方局建設部)

5 延滞利息(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額 (円)	備 考
13年度	1,019,650	

計

1,019,650

(八幡浜地方局大洲土木事務所)

(措置の内容)

1 平成19年度課税分については、大量かつ広範な事案である自動車税納税を通じて適正な納税意識の涵養を図るため、5月に「自動車税納期内納付キャンペーン」を実施し、夜間・出張収納窓口等を開設するなど、納税機会の拡大と納税者の利便性の向上に努めるとともに、街頭啓発やラジオ放送を活用した効果的な広報活動を展開したが、いわゆる三位一体改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲によって、調定額が大幅に増加したことから、出納閉鎖時の未収入金は189,552,402円となり、前年度に比べて84,034,979円増加した。

滞納繰越額の縮減については、滞納整理実施計画を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、早期の財産調査や差押の着手、自動車タイヤロックを実施するなど、厳格かつ積極的に滞納処分を進めた。

このうち12月の「年末滞納クリーンアップ月間」には、夜間収納窓口を開設するとともに、夜間催告や滞納者全員への差押予告書の一斉送付を実施するなど、集中的、計画的に滞納整理を行った。

その結果、平成19年度に繰り越した未収入金472,383,270円が平成20年3月31日現在で325,551,580円に減少した。

今後とも、引き続き広報活動の充実等により県民の納税意識の高揚を図り、納期限内の収入確保に努めるとともに、差押等の滞納処分を積極的に実施し繰越滞納額の縮減に努めたい。

(今治地方局総務県民部(現所管:東予地方局総務企画部))

2 県営住宅貸付料については、平成18年度末で3,643,100円(44名)の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、1,330,100円(31名)の納付があったが、平成19年度新たに2,106,100円が未収となったことから、平成19年度末現在の収入未済額は4,419,100円となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

(今治地方局建設部(現所管:東予地方局今治土木事務所))

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど期限内納付をするよう改めて通知し、期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、当面の措置として、借主に対する返済の働きかけをさせるとともに、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額5,508,599円は、平成20年3月31日現在で701,565円の償還、償還率12.7%(対前年-9.0ポイント)となり、滞納者35名中11名が償還済みとなったほか、11名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等により、生活に困窮した者、多重債務となった者など償還困難者が多く、平成19年度出納閉鎖時の償還未済額は6,275,706円(現年度分1,468,672円、滞納繰越額4,807,034円)となった。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

(八幡浜地方局健康福祉環境部(現所管:南予地方局健康福祉環境部))

4 平成18年度末時点における県営住宅貸付料滞納分(5名1,196,600円)については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成19年度において2名52,300円の納付があった。

平成19年度については、484,300円(6名)の未収入金が発生した
が督促に努めた結果、6月10日までに3名(168,800円)の納入があ
った。

残りの3名(315,500円)についても、病弱のため治療費等に出費
がかさむなどの経済的理由で納入が遅れているが、誓約書を取るなど
しており平成20年中には納入の予定である。

今後は、より一層の期限内納入を指導していきたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	484,300	1,144,300	1,628,600	
18年度	52,300	1,144,300	1,196,600	
差引増減	432,000	0	432,000	

(八幡浜地方局建設部(現所管:南予地方局八幡浜土木事務所))

5 債務者が転居し行方不明のため、現在行方を調査中である。所在を
確認次第、督促等を行うこととしたい。

(八幡浜地方局大洲土木事務所(現所管:南予地方局大洲土木事務所))

○公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、
監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年 7月25日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 宇 和 病 院	平成20年 6月 5日
今 治 病 院	"
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	"
銅 山 川 発 電 所	平成20年 6月10日
三 島 病 院	"
新 居 浜 病 院	"
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	"
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	"
中 央 病 院	平成20年 6月13日
公 営 企 業 管 理 局	"
総 務 課	"
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施
したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 県下3工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業に
ついては、給水先が大口で、給水実績も堅調であり、経営成績は安
定しているが、今治地区工業用水道事業については、給水能力に見
合う契約給水量の確保により、経営成績自体は安定しているものの、
実績給水量の減少傾向が続いている。このため、給水契約の維持や

新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組みが必要
である。

西条地区工業用水道事業については、造成土地の売却が一時的に
収益に寄与したものの、経常・構造的には平成20年度以降も大幅な
赤字が続き、資金収支も一段と悪化すると見込まれ、依然として厳
しい経営状況にある。このため、引き続き、新規需要の開拓等に努
力を払われない。

(2) 営業未収金(納期到来分)については、早期回収に引き続き努め
られたい。

(平成20年 3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	5,309,116	0	5,309,116
今治地区工業用水道 給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,922,294	0	6,922,294

(3) 営業外未収金(納期到来分)については、早期回収に一層の努力
が望まれる。

(平成20年 3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道 壬生川幹線工事負担 金	1,388,852	0	1,388,852
計	1,612,916	0	1,612,916

(4) 附帯事業未収金については、早期回収に努力が望まれる。

(平成20年 3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
造成土地売却に伴う 割賦代金・割賦利息	0	2,685,199	2,685,199

(5) 土地造成事業は、19年度から、工業用水道事業の附帯事業とされ
たところであるが、今後とも、未処分地約20万㎡の早期売却等に努
められたい。

(6) 次亜塩素酸ソーダの購入について、納入者と契約書等を取り交わ
していないなど、愛媛県公営企業会計規程に定める所定の手続に不
備があった。

(今治地区工業用水道管理事務所)

2 病院事業

(1) 経営成績は、前年度の純利益3,429万円から純損失8億905万円
となっている。

また、累積欠損金は前年度の177億8,159万円から、19年度末に
は185億9,065万円と増加しており、企業債等の借入残高280億円
余とあわせ、依然として厳しい財務状況となっている。

このため、医師・看護師の確保を図ることによって、外来患者数
の増加及び病床利用の向上による収益の増加や、業務全般にわたる
費用の抑制・縮減に努め、地域医療の中核施設としての使命を担い
ながら、経営健全化に向けて、さらなる取組みが望まれる。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)については、早期回収により一層
の努力が望まれる。

(平成20年 3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	169,909,371	71,312,387	241,221,758
今治病院	45,910,410	21,269,015	67,179,425
三島病院	17,033,082	2,006,899	19,039,981
南宇和病院	27,827,343	6,366,116	34,193,459

新居浜病院	36,751,106	9,234,024	45,985,130
計	297,431,312	110,188,441	407,619,753

(3) 医業外未収金（納期到来分）については、早期回収により一層の努力が望まれる。

（平成20年3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	870,292	1,640,468	2,510,760
今治病院	90,290	82,490	172,780
三島病院	53,790	59,820	113,610
南宇和病院	83,580	20,440	104,020
新居浜病院	163,670	54,110	217,780
計	1,261,622	1,857,328	3,118,950

(4) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に引き続き努められたい。

（平成20年3月31日現在 単位：円）

区 分	未 収 金	備 考
個人医業未収金	7,293,890	
医業外未収金	902,672	
計	8,196,562	

(5) 職員（1名）の通勤手当について、一般に利用しうる最短の経路を検討することなく通勤経路を認定したことから、計27,600円（平成19年4月から20年3月までの12か月分）が過支給となっていた。

（今治病院）

(6) 職員（5名）の超過勤務手当及び休日給について、時間数の集計誤り等により、計52,703円（平成19年9月分）の過誤（13,176円の過支給、39,527円の支給不足）があった。

（三島病院）